

櫛本土地改良区説明会会議録

平成27年11月12日(木) 午後4時～8時 場所：櫛本農協

市側出席者：並河市長、川口特命参与、井上課長、山下係長

櫛本町：要望書に沿って、〇〇から説明します。1から5まで説明し、そこで一旦市長から回答頂いて、そして皆さんから質問を受け、次へ進んでいきたいと思えます。小学校での説明会であったような状態では困りますので、話を整理していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。新聞発表とか11月の「町から町へ」のお知らせとかも踏まえて、要望書を纏めました。今までに2回の説明会の協議の中で、皆さんから出てきた意見を纏めました。要望書の鏡を読ませていただき、2ページ以降の理由毎に説明させていただき、それに対してご検討頂き、その後皆さんから更にご意見を頂いて、それで一区切りとして進めていきます。1ページ目読み上げ・・・次の理由によって、新ごみ処理施設を岩屋町、櫛本町への建設に白紙撤回を要望する。反対理由として、1番目、非民主的な手続きで計画が推進されている。住民との協議が不十分だと思っています。不十分な中、天理市民の民意を分断するというような手段を使ったという手続きの方法である。2つ目は、岩屋町、櫛本町に不公平に押し付ける事になる。色んな検討で、道路だとか利便性があると言って、1カ所に集中するという事は、私達の住民権を侵すものであり、不公平であるという状況だと考えています。3つ目、地震、集中豪雨に対して、防災意識が欠如している。4つ目、第一種住居地域として、櫛本住民が今まで守ってきた居住権を違法に侵害する。5つ目、将来に繋がる文化、商工、農業の継続発展を、阻害する事になるというのが、反対意見の5本の柱です。今大切な事は、生ごみを資源化し、焼却処理を最小化する等、ごみ処理を減少する意識する姿勢を求めていきたいと思えます。まず先決すべき課題があるのではないかという事を提案したいと思えます。これが今回要望書に纏めた主な趣旨です。これらの要望に対して、文書での回答を11月末までとお願いしました。1問ずつ協議させて頂きたいと思えます。まず1つ目の民主的な手続きで計画が推進されているかという事ですが、櫛本ありきで考えているという気持ちが、我々の中で強くあります。なぜ岩屋町、櫛本町が建設地として最適であるのかという説明をされていません。3月24日の説明会では、口頭ですが6から7カ所と言われたが、建設候補地の各地の検討内容は、すぐ文書で回答出来ると仰っていたんですが、未だ公表されておられません。そういう中で建設計画を、櫛本ありきの1カ所に決め打ち的な形で、公表された事は、天理市内の住民感情を分断し、敵対させておられます。これは、普段の会話の中でも他場所の人から見れば、もう櫛本に決まったら、櫛本町で反対するのは、何事かという意見や話もある状況です。市民を敵対させるような事は、民主的な考えとは言えないです。そして本来なら6カ所がオープンになり、建設候補地の住民の民意を市議会の中で議論されるべきではないかと思っている。そういう事の議論も妨害しているのではないかというふうに思っている。説明会はありましたが、納得の出来る内容は、今までのお知らせの中で、1カ所決め打ちされたという事は、極めて驚きの感覚で受けていると共に、怒り心頭に達している気持ちで、今日まで来たという事です。そういう意味で当然の事ながら、謝罪もない、これは天理市民全員を混乱させたという意味で、天理市民への謝罪と、それなりの方法でお考えいただきたいと思えます。次に広域の問題です。天理市含む10市町村でごみを共同処理し、広域化するよ、ごみ量は現在の3倍に増加し、大型化と集約化で建設すると、天理市の負担額は軽減化できるとお話がありましたが、天理市の環境破壊量は増える事、確実に申します。3月の説明会でリサイクル施設とごみ施設とは、運営の効率化の為1カ所に集中すると計画に出されておりました。その為に27,000㎡以上の土地面積が必要だという事でした。しかし10月3日の説明では2カ所に分割するとの案が示されました。効率化を目指すという哲学は失っております。本当に真剣に探されたのか、どのように探して、なぜギブアップしなければ

いけないのか、お聞きしたいと思います。また、ごみ処理量は単に足して3倍でしょうか。ごみ処理方法は、焼却だけが唯一の方法だとは言いません。大前提となるこれらの課題こそ、市役所が色々リーディングして頂きたいところですが、市役所、議会、市民が資料を出し合って、民主的な解決力を探すべきではないかと考えます。例えば生ごみは手を加えれば肥料にも使えます。今の生ごみでも燃えるごみも、更なる分別があるか、それを天理市が取り組み、大型設備等で焼却量を減らす、それを肥料に使う、更には販売する。農業を主体とする我々にとっては、将来に繋がる柱となる。天理市では今、家庭生ごみ自家処理機設置の補助金制度がある。ホームページで見たら9件でした。もっとアピールして、生ごみを減らす対策が採れるのではないかと。焼却炉の対応年数は約25年です。岩屋町、樺本町の候補地には、焼却炉の増設する余地はありません。25年後には新ごみ処理施設は廃墟となってしまいます。また新たに建設候補地を探さないといけないという悪循環が続きます。その悪循環を断ち切り、また新規の民意であると思います。生ごみを再資源化してごみ量を減らす事、我々が望んでいる事です。建設候補地の選定に配慮した項目として、用地条件、面積、交通条件、収集運搬、災害対策の5項目を挙げて説明された。しかし環境破壊を1カ所に集中させるという事を避ける為には、各候補地の変更、各住民が誇りを持っている自然歴史環境を維持する為、自然環境保全という項目を加える検討をされるべきだと思う。要望1として、樺本ありきではなく、全候補地について、選定時7項目に関する経過を一覧表にして公表していただきたい。要望2として、リサイクル施設と焼却施設の効率化の為、1カ所にするという計画だが、それを放棄している。27,000㎡以上の土地をどのように探し、そしてなぜギブアップせざるを得なかったのか。その経過を提示して頂きたい。要望3として、処理施設検討の前提条件となるごみ量を減らす検討結果を提示して頂きたい。要望4として、特定の場所、樺本町、岩屋町で提示された、これを天理市民に謝罪していただきたい。これについて市長からの今の見解を提示頂きたい。

天理市：天理市では、昭和57年に建設した現クリーンセンター（嘉幡町）について、平成12年に焼却炉の入れ替えを含む大規模改修を行いました。その後老朽化が進み、年間の修繕費用が毎年1億円以上に上っている事、また平成36年には焼却炉の耐用年数を超える事から、早急に持続可能なごみ処理体制を確保することが近年の課題でした。市役所担当部門では、現施設の敷地周辺や他地域での建て替えを含めて継続的に検討を行っていました。平成23年度には一旦、大規模修繕による長寿命化を図る事とし、長寿命化にかかる予算を約19億円、その後の新設にかかる予算を約60億円と試算し、ごみ減量や財源を確保する為にごみ袋有料化に向けた市民説明会等を平成25年6月から9月にかけて実施しました。ところが、平成25年10月以降の検証の結果、焼却炉全体の大規模修繕が必要である事等から長寿命化に約44億円、現在の枠組みでの新設に約84億円が見込まれるとの従来の想定より大幅増額となる試算が出されました。また、新設には候補地を選定した時点から、環境影響評価を含め10年近い準備期間を要し、耐用年数を超える平成36年に新しい施設を稼働する為には数年の内に準備に着手する必要がある事が明らかとなった為、長寿命化による対応は一時しのぎに過ぎない事から建設費用及び将来の維持管理費用の市負担も考慮して、改めて新設の可能性を検討する事としました。平成26年度に過去の候補地検討の内容も踏まえた選定を行い、地権者と協議を行った上、平成27年3月以降、候補地周辺の関係自治会等への説明や近隣施設への視察等を実施しているところです。2. 焼却施設候補地選定にあたって考慮した点、現に、宅地や農地等の明確な用途に活用されていない点、地権者との間で確認されている10,000㎡以上の面積を有する土地である事。土地利用に関する法令（都市計画法、建築基準法、自然公園法等）の規制がクリアできる土地である事。現状で概ね平坦な土地であり、大規模な森林伐採や造成等が必要でない事。市内及び連携自治体からの運搬において利便性があり、ごみの

収集運搬に係る費用が過度に高額でなく、また道路アクセスが整備済みであって、渋滞等により地域の市民生活に与える影響が抑制される立地である事。土砂災害や洪水災害の危険性が他の地域に比べて低く、今後大規模な地震の揺れに見舞われる可能性が低い土地である事。粗大・リサイクル施設については、運用上の効率を考え、焼却施設に至近の土地を候補としています。3. 具体的な市内での検討内容、上記2. の諸条件を当てはめる上で、特に以下の地域についての検討を行った結果、現在の候補地を現在の焼却施設が使用可能な間に、新施設の稼働が開始できる現実的な選択肢として、現候補地がただ一つの候補との結論に至りました。(1) 現グリーンセンターの敷地及び周辺地域、現在の施設を全て撤去し、平地にした場合には新施設の建設も可能ですが、この場合、取り壊しから稼働までに4年間もかかる為、日々排出されるごみ処理を中断する事なく続ける為には、現施設を稼働させながら新施設を建設しなければならず、収集車両の運行等の運用も考慮すると現グリーンセンターの敷地の空地部分では新設は不可能です。国道24号線の西向かいに市有地がありましたが、過去の塵芥が埋伏されている為、民間企業に掘り起し工事等は行わない事を条件に駐車場として平成21年に売却しました。敷地東側の小島町方面の農地については、平成11年当時、リサイクル施設の用地として買収を打診したところ、営農継続等の為協議が成立しなかった経緯があり、平成26年以降の再度の新設案検討の時期においても、以前と同様に営農意欲が確認された事から、引き続き用地確保ができない状況でした。(小島町より[]及び[]の確認が取れています。)、(2) 福住校区を始めとする高原地域、山間部については、先ず候補地までの道路アクセスがある程度確保されている事が必須であり、概ね天理王寺線、天理環状線、国道169号線の近辺地区に限定されます。また土地造成にかかる費用が大きな課題になりました。この事は市が工業団地として期待していたグリーンテクノ福住が長年の間活用できずにいた事が例証しており、同地は結果的に高低差の解消を要せず比較的地形をそのまま利用しやすいメガソーラー発電の用地として、平成25年から経済産業省への申請手続きが開始され、平成26年8月には事業者との間で20年間の賃貸借契約が締結されたところです。更に山間部で新施設を建設した場合、市内各地でごみを集めた収集車両の大半にとって、名阪国道ないし国道25号線での移動距離が大幅に伸び、可燃ごみを収集するには1日平均延べ35台分の往復が必要なところ、現在の稼働台数7台を、運搬時間の都合上12台に増やさなければなりません。人件費等を含めた収集運搬にかかる費用は約1億円増加します。また不燃、資源ごみ等で約2千万円増加する為、現在の年間費用約2億4千万円から1.5倍に収集運搬費用が増大する事になり、大きな財政負担となります。加えて、名阪国道ないし国道25号線は積雪や凍結により、主に冬期には名阪国道の通行止めが年3回程度ありごみ収集が出来ない日が生じるだけでなく、降雪があれば道路事情が悪くなりごみ収集に遅延等の支障も出ます。またグリーンセンター場内においても積雪への対応や職員の管理体制にも支障が出る事から市民生活への影響を考慮する必要がありました。以上の過去からの検討内容を、平成26年に改めて総合的に考慮し、また、関係法令上開発可能で、大規模な造成が概ねなされており、地権者の同意を得られる見込みの土地もない事から、高原地域は候補地の対象とできないと判断しました。(3) 市平坦部、収集運搬の都合上、市内の主要幹線道路である、国道169号線、24号線、市道天理王寺線、県道天理王寺線、市道田樫本線の沿線で検討しましたが、上記2. に掲げる現に宅地や農地等の明確な用途に活用されていない点が、地権者との間で確認されている或いは、地権者が近々に所有権の移転を想定していると判断できる10,000㎡以上の面積を有する土地で、関係法令上規制がクリアでき、現状で概ね平坦な土地である等の諸条件に適う土地は、現在の候補地以外に見当たりませんでした。4. リサイクル施設候補地、リサイクル施設候補地については、平成27年春時点で焼却場候補地の北向かい斜面を想定していたところ、平成27年6月以降の検証の結果、道路や周辺池との高低差、水路の大幅付け替えの必要性等から、適地ではないと判断しました。その後、他の候補地が

見つからず、一時は現在のクリーンセンター施設内に機能を残さざるを得ない状況でしたが、検討を続ける中、9月になり、名阪側道に沿った駐車場、グラウンド等に利用されている約20,000㎡の土地につき地権者の皆様との間で使用できる用途が立ち、焼却施設との一体的な運用と立地条件を考慮した結果、候補地としました。約20,000㎡もの土地がこの時点で活用可能になった事は、現在の賃借事業者の経営状況という突発的かつ例外的な事由によるものであり、現在のクリーンセンターが稼働可能な間に新施設を確保する必要性を踏まえれば、予見可能な期間内に同様の事例を期待する事はできません。なお、予定しているリサイクル施設は化学反応を伴うプラスチック熔融等を行いません。また、敷地外縁部には緑地帯を確保する他、雨水が高瀬川に一度に流出する事がないよう千トン単位の調整池を設置する事を想定しており、名阪側道と高瀬川に挟まれた地域の保水力に乏しい現状と比較した場合、洪水調整機能はむしろ強化する事ができると考えています。健康環境状況、自然歴史保全に関して、環境影響評価の部分で今後の地元振興と合わせて回答させて頂ければと思います。リサイクルの所については要望2にご質問頂いているところですので、一体運用について、誤解があったかもしれないが、経緯を説明します。候補地としてきた所と、北側斜面について、焼却施設候補地とは東池を挟んで隣接している。施設建屋は一体として想定していなかった。この施設は処理系統が分かれている事から、他の自治体においてもリサイクル施設が離れている例も見受けられます。必ずしも同一施設内である必要はありません。運営管理、車両運用等の点から、隣接している方が効率的なので、焼却施設周辺の土地に選定になりました。要望3、ごみ量を減らす所について、堆肥化についてもご指摘を頂いている所ですので、合わせて説明します。平成26年度に、ごみ減量化モデル事業を、一部農村、集合住宅について行ったところ、分類等の資源化については、約2割の減量効果がありました。可燃ごみの雑誌類の資源化は約2%弱しか減量効果がなく、ごみ処理施設そのものの実質的な規模に影響するレベルでの減量化を行う為には、減量化の分別の徹底に関して情報収集を行いつつ、生ごみ水切り等も含め、市民の皆様に一層の協力を得ながら行っていく必要があります。生ごみの堆肥化について、施設の臭気対策や、虫の発生等の対策を行いながら、循環型の町づくりを進め、今後検討していく必要があります。とりわけ、農作物において、成分が均一化された堆肥を製造する為には、野菜だけでも種類により適肥があります。肥料化に適した生ごみの肥料化に適した生ごみの選り分けを始め市民の皆様の多大なお手間をお願いし、細分化された収集や処分を実施しなければなりません。また、生ごみの水分や油分のバラつきにより、堆肥の品質が保てない等の問題もあります。更に、生ごみ由来の有機肥料を使用される農業従事者の方の数も、現時点では限定的な状況です。これらの点を含め、生ごみの堆肥化を段階的に実施していくとしても、直ちにごみ処理施設を大幅に縮小する効果を期待する事は、現実的とは言えません。何れにしましても、今後、新処理施設の具体的な計画を策定する中で、広域事務組合に参加予定の自治体と共に減量目標を作成しながら、施設規模について精査していく考えです。広域化との関係については、仮に現在の天理市、川西町、三宅町及び山添村だけの体制でこれ以上広域化を行わない場合でも、ごみ焼却施設用地には約1万㎡が必要である点、また一定の規模の炉の場合の方がむしろ燃焼が効率的になり、不完全な燃焼が少なくなる事によって、かえってダイオキシン等による環境負荷は低減可能となり得る点等についても、合わせてご理解をお願いしたいと存じます。(要望④)市広報誌の別冊として配布した「新ごみ処理施設の計画について(お知らせ)第一回」については、候補地周辺の樺本校区各町及び岩屋町、石上町での地元説明、区長連合会理事会での説明等を一定程度行った段階において、市民生活全体に係る事項として、現時点での市行政の方針を市民の皆様にお知らせしたものです。

樺本：うちの校区では、岩屋、樺本ありきでの説明を受けた気がする。クリーンセンターは、最初に

6カ所か知らないが、天理市の中で焼却炉を造ってとされたんですか。それとも3倍の10市町村でする場合は、必ず天理で造るという思いですか。

天理市：広域化について、天理、山添、川西、三宅これが今やっている枠組みです。広域化を今後する、しないは、我々自身の問題として、現在の炉がもつ間に、継続してごみ処理する体制を整えなければなりません。資料1でご説明したとおり、市の中での検討を進めていった。

櫟 本：なぜ、天理でしかダメなのか。他に候補地ないのか。

天理市：こういう形でやっていて、県の方と、広域化すれば非常に予算的な事含め、効率化できる……。

櫟 本：10カ所と広がってきたら……。

天理市：順番から行くと、広域化は後の話で、まず焼却施設を建て替えるというのが先です。他の市町村の中での検討状況は頼っていける状況か。奈良県はこれまで広域化の計画はあったが、具体的な検討というのは全く進まなく、今も他市町村には検討していけるというものがない。今から他市町村に候補地を探すのは、全く当てにならない状況で、今の枠組みで……。

櫟 本：他の市町村の中で、天理市が焼却場造るのに、手を挙げたんですか。

天理市：天理市は、広域化も含めて検討する考えがあるけども、それに対して一緒にやろうという自治体ありますかと確認したところ、概ね名阪沿いの自治体が参加表明をしてきたという事ですが、そこで「町から町へ」に資料を挟んだところですが、10市町村というと、非常に巨大なものを想像されるが、全部足しても25万人程度で、他の都道府県からすれば大きいとは言えない。炉の規模は340tで、大きな施設は1,800tとか900tだとか大きくなります。過度に大きなものを建てていくのではないですし、今回、廃棄物処理や環境専門家にも話を伺っているところですが、炉のサイズが小さいものの方が、環境負荷が高い、ダイオキシンというのは850度以上、一定の温度を保ちながら燃やしていく、燃焼すれば分解されるが、不完全燃焼になるとダイオキシンの発生源となります。小さな炉というのは、熱が伝わる効率が悪くなるので、環境負荷としては、広域化される事により高くなる事ではないと考えています。それにより得られるメリットというのは大きなものです。今後それを地元振興とか、福祉増進とかに繋いでいきたい。私達の暮らし自体が、天理市だけで全部やっているのかというと、下水道事業は天理市で持っているが、その処理は郡山の浄化センターで受けて頂いている……。

櫟 本：天理市云々じゃなく、10市町村で一番効率が良い場所で、こういうクリーンセンター造るのが良いのではないか。コスト、コストと考えているが、物流の事考えたら。たまたま天理市に来るんじゃないかと、浄化センター郡山にあるというのは、この辺りの地区であそこが一番低いから、水が上から下へ流れるから、あそこに出来たわけです。

天理市：市町村がバラバラにやるのではないという為に申し上げたもので、灰は、山添村と大阪湾に受けて頂いているので、これからの市町村の業務というのは、その境の中だけでやれる時代ではないと思っております……。

櫛 本：要望1で、その検討されたもの、言葉だけでなく数値で・・・。

天理市：広域化で他の市町村でとなると、修理をするという方向になり、それについては、文書でも回答させていただきますが、一旦大規模な修繕を行う事になり・・・。

櫛 本：そしたら、そんなに検討されないでここを進めているわけですか。10市町村で、どこで造るとか、検討した所を教えてください。

天理市：検討した中身というのは、資料1で示したとおりです。

櫛 本：そんな、櫛本ありきの回答書・・・。要望1について、資料1をもって回答という事で、残念ながらこの内容でしたら、今まで2回の説明会で聞いた内容です。私達は、こういう回答を求めているのではない。今回施設を造るのに、条件とかで決まってくる。それぞれの条件が各候補地の事とかが、全く見えてこないから、それを見せて頂きたい。

天理市：比較検討しようにも、ここに書いてある色々な条件の中で、そこまでに至るまでに登ってこなかったという事です。福住高原は、実際の収集運搬のコスト等で候補地になり得ないという事で、残念ながら、ここが残ったという事です。

櫛 本：なぜここだという疑問を持っている者に対して、丁寧な説明をするという事は、マトリックスしかないと思います。

天理市：出来るだけ図表化出来るか、試みます。何か致命的に無理がある、それで候補地から落ちていくという事があるので、場所によっては、穴があるような形になってくると思う。その上で、我々としては、要望に対して答えさせて頂く事になるが、今のような形で反論されるのは、皆様からすれば何らかの理由を持って、ここには来て欲しくないという思いがあるからと。

櫛 本：それはないですよ。納得させて頂ければ良いですよ。

天理市：その検討結果について・・・。

櫛 本：この3月に初めて聞いたが、候補地に対してなぜ選ぶべきか、評価してこういう所が今有力地だと、そしたら直ぐに出せますよと、検討結果について公表出来ます。それが一向に返ってこなかった。そして尚且つ、穴ぼこがあるという話だが、そしたら何故だったのかと、足踏みしているのか、私からしたらもの凄く不信感を抱く。

天理市：穴ぼこがあるという事、既に売っている部分があり、候補地の1つだったであろう、嘉幡の施設の前に市有地があった。その下には、ごみの灰が埋めてあり、建物が建てられないので、候補地から外した。項目に穴があるというより致命的にダメと。我々の検討結果をここに纏めさせて頂いたと、それが丁寧でなかったという事だが、類似の説明会においては、同趣旨の事を申し上げてきたつもりであったと・・・。

櫛 本：だから一覧表見せて頂いたら、我々も評価できる立場にありますから、疑問は投げかけられる

ので、出してもらいたいと思います。リサイクルセンターと焼却施設、3月時点で理想的で効率上がると聞いたが、いとも簡単に離れていくというのが解せない。

天理市：この土地の間には池があります。そこは隣接している土地ですけども、今視察に行っていて、兵庫県の川西市の施設は1つの棟に繋がっているが、当初検討の時は、向かいに違う棟が建つ事を想定していて、焼却ごみとリサイクル系のごみは処理系統が分かれていますので、離れ過ぎていない限り管理部門も一緒に出来る。駐車スペースですが、北の斜面が使えないとなると、嘉幡の方にリサイクルセンターを残さざるを得ないという事もあったが、車の面など運用面にかなり無理がある。比較的近くの土地が可能になってきて駐車機能もほぼ一体的に運用できるという判断になりました。

樫本：嘉幡の方も検討されたら、しかし近くにあるというのが最も効率上がるという事ですね。何故そういう所を探し続けないのか。だから我々受け止められないんですよ。

天理市：どこかに直ぐ3万㎡、4万㎡とかが使える所があれば、出来るかと思うが、現状そういった所は見当たらない。選択肢としては、何年かけてでもになると、これが2、3年延びると、今の炉が10年未満しか持たない。スケジュールで平成35年に稼働開始となり、旧施設は平成36年で対応年数を迎えるという事になると、今から3、4年かけて探すという事は、資料の選択肢1、2とある内の2になるわけで、この議論を4、5年前にやっていたら色んな事があったかも知れない。今与えられている状況の中で2、3年プラスしてやっていくには、建設費用で3倍、維持管理で1億以上の差が出てくる事を分かりながら、こちらの道を選ぶ事になり、何とか地元振興、福祉増進等に使って行けるよう、このスケジュールの中で新設をしていきたいと思っています。

樫本：それは元々の基本方針から、探し続けないといけない。何も天理市のみで考えなくてもいいのではないか。

天理市：準備期間が、ここでやるという、ある程度候補地を決めてから、その土地の環境影響評価を4年かけてやらないと出来ない施設です。

樫本：今の話を聞いていたら、時間がないから取り敢えずやりますというイメージが強い。行政としては、炉が25年しか持たないのが分かっているんでしょ。何故もっと早く着手しないんですか。そういう事は、市長の怠慢と違いますか。

天理市：当然今までにしっかり考えて行かないといけないという事は、その通りだと思います。平成25年に長寿命化という判断をされた。しかし、費用も莫大で・・・。

樫本：分かります。それだったら、市民を巻き込んで検討していくと。市民の協力が得られるような検討されているんですか。逆に市民ほっておいて、あの場所ありきで「町から町へ」に挟み込んでいる。

天理市：候補地という形で、地元の皆様に相談出来るようになったのがこの春です。その段階からとにかく早く、地元説明、ご懸念の説明をしながら、まず校区から説明会をやらせていただきました。出来る限り早い段階から説明をして行こうという事です。

櫛 本：時間がないから造るというのは、良く見えてくる所はある。ただ、時間がないから見切り発車をするといい事ではなくて、いかに時間を稼げるかという視点で何があるかと考えて頂きたい。今の嘉幡が10年しか持たないではなく、お金をかけずに15年持たせる方法はないか。それは正に、生ごみを堆肥化して嘉幡の炉の負荷を下げれば、それ程単純な事ではないが1、2年でも延びるのではないか。失われた2、3年は十分稼げるはずです。そういう取り組みをしていかないとダメです。

天理市：気持ちとして理解できますが、現実問題として減量化のモデル事業で町ぐるみで、相当区長様にも協力頂き3カ所くらい、市の特徴的な3分類でしましたが、炉の寿命が延びるくらいのレベルでの協力を得ていくというのは、非常に難しい事です。しかも堆肥化となると、成分、内容物等を精査する事になるので、個人が自宅である程度堆肥の事をやるとしても、市民全体がするとなると、生ごみの水切りだけでも難しい中、ある程度中長期的で循環型社会を目指していかないとと思いますが、速攻で出来る事ではないと思っていますし、農業をされている方が、生ごみの肥料をどれだけ使って頂けるのか、堆肥を実際使って頂く体制も必要で、しかも炉の寿命に直接影響を及ぼし、何年も持つようにするというのは、実際できないと思います。

櫛 本：それこそ、知恵の出どころです。コンポストは、補助金を出す制度で投げっぱなしだった。有機肥料は個人で溜めておけば使えるし、しかし集める物質をどうするか、それこそ初めて有機成分が生きてくるわけです。

天理市：循環型に近づいて行かないといけないと思います。市のごみ処理全体にかかる状態で、突然市民にやって頂くというのは、現実的な選択肢とさせて頂けるかどうか。・・・どうでしょう。

櫛 本：・・・。

天理市：今後10年、20年後、学校教育も含め啓発もしという事であれば目指す社会に近づいていけるかも知れないが、今の炉が限界に達していて、今の方法で何年か延ばせるかに期待するのは、残念ながら出来ません。

櫛 本：そういうふうに思われていますが、ごみの回収やシステム構築とかすれば、どれだけ時間が稼げるか、そういう検討されなければ、足踏み状態です。力づくでやってしまうのは、あまりにも知恵のないやり方だと思います。

天理市：今後の環境影響評価を4年間やっていく中で、どれくらいの規模にするというのは340トンより小さくなっていくと思うが、しかし、炉自体の寿命がもつような形で徹底して、生ごみの水切り等すぐ市民の皆様の行動として出てきて、それが本当に対応年数まで反映されるのか。

櫛 本：・・・。

天理市：櫛本の農家の皆さんで、どれだけ作られた堆肥を、成分からしても、使えると切り替えて頂ける状態でしょうか。

櫟 本：我々が購入して使うわけではなく、自分達のリサイクルの後始末としてやっているの、どう使うかというのは使う人達が決める・・・。

天理市：個々の取り組みとして、環境の事を考えれば、今後目指していく方向性だと思います。それと、焼却施設そのものにすぐ影響される事が現実的かどうかという事について、何年かけて徐々にやってくるのはともかく、直ぐというのは難しいと思います。

櫟 本：要望4について、一定程度説明したからという発言でしたが、極めて我々にとっては、不満足です。

天理市：率直に他の校区の方は知らないのでは、こういった事は全市的に知っておく必要があるというご意見が出たのも事実です。今後の櫟本振興をしっかりとやって行く上で、他の校区の皆さんも何故かと、こういった計画を進める事をきちっと理解頂かないといけないと判断しました。

櫟 本：全く違います。櫟本にするのをもっと公表しないのかと認識されているでしょう。そうではなく、なぜ櫟本に決めるのかという事を、我々に示してからでないといけないのと違うか。それに対する謝罪をしていただきたい。そういう事なしに、出していいんですか。そういうのが我々の民意であり、怒りでもある。それに対してどうされるのか、検討頂いて、櫟本だけでなく、櫟本でやるんだと思っている他の人達が、またひっくり返るのかという事になる。一旦このお知らせは、間違いでしたと出して頂きたい。

天理市：この施設は、どういう施設なのかについて、まだまだ多くの誤解があると思っています。同じここに出来るという事になっても、空気、水であるとか、どういう影響があるのかの認識が違えば、反応も違ってくる。中には、まだ煤が飛んでくるとかの発言の中で、心配されている方もいるという事も伺っています。杉並病というのも出して頂いて、まだまだこれは、施設そのものに誤解があると思う所です。他の環境面や論点を合わせて説明しないと、怒りだと仰っている事について、その元は何なのかという所にも繋がると思います。

櫟 本：反対項目2について、櫟本の環境状態がどうなのか。焼却炉がここに来るのは、おかしいのではないか。その不公平感をいかに改善するのかは、市の皆さんのお仕事だと思います。環境等の開示を頂きたい。ダイオキシンに関して、資料にもあるが、流れとしては最新のものであると思う。しかし、よく聞く話で、実際トラックを運転している方々に聞くと、ダイオキシンを排出する前・・・しなければ、炉内で一旦高温消滅したダイオキシンが再合成されるという特徴があります。必ず冷却装置がある。また、ごみを投入する時には、炉を一旦開くので、空気が侵入しないように、二重三重の扉で対応する事、また、それらの冷却装置が故障する、トラック搬入の入口のシャッターの閉め忘れ等のトラブルが汚染に繋がって行く、そういう点の対応はどうかのかが一つのポイント。粗大・リサイクル施設の方で、お知らせの中にも溶融施設ではないと書いてあるが、当然狙いとしては、圧縮粉碎施設があると思います。そうすると廃プラ中心の不燃ごみの圧縮施設、東京都杉並区でありました、杉並中継所での杉並病、これはプラスチックのごみ圧縮積替施設であると思います。私達の懸念は、廃プラ中心の不燃ごみ施設、杉並病、これはプラスチック圧縮積替作業によって、プラスチックの毒性化学物質が大気に放出されたと考えられている。めまい、のど、鼻の痛み、呼吸困難等の症状で、杉並中継所から500m以内で、6年間に約30人が亡くなっている。科学物質は風に乗って運ばれ1.3km離れた所でも、鼻を突く異臭がす

る。仮に計画の場所に造るとすれば1.3kmといえば和爾神社、公民館、小学校等たくさんの民家もある。杉並中継所は杉並病を解決出来ず廃止したんです。2010年に廃止されたが、被害はまだ続いている。環境ホルモン系の化学物質ではないかというのが、その後の調査結果です。環境ホルモンとなると、1度排出されるとなかなか元に戻らない。現在の医学でも元に戻らない。女性ホルモン異常という事で髭の生えた偽物が出てきた。あるいは中枢神経を侵された機能障害が続いているというのが状況です。一度変わってしまった体質で、転々と住所を変えても、元に戻らないという実態です。それでも住居を捨てねばならない状況、精神的に追い詰められた方、家庭内である程度の方は残るけど、弱い方は他都市に移らざるを得ないという事です。2点目、大阪寝屋川の公害病、既に寝屋川の方々は、杉並病を知っていたので、それに対して対策を議論され抗議した。しかし寝屋川は強行に建設された。その結果現在では杉並病と同じような症状が、その施設から2km以内で約1,000人の方が発症している。そして11年にわたって、場所も含め交渉中だという事です。そこに対する施設の改善もされず、進むのであれば、天理市も同じような事になると思います。そして、ダイオキシンの所の設備事項とか、人為的なミス、新種の毒性化学物質の出現という事は避ける事はできないというのも事実だと思います。これらの事が起こるとい危険予知として場所を選定する必要がある。したがって土地要件とか法的要件、具体的な話としてはあると思うが、惨禍に見舞われまいようどうするか、その為の建設場所を考える基準は何かを提示頂きたい。健康環境の公平を保つ為には、建設候補地の現在の環境汚染状況の提出、杉並病等の新種の病気等に対して測定データを公表し、そして環境評価を実施する事を望みます。データの公表がなければ民主的な討議は出来ない。水に対して白河池、逗子池、上池というのは、側溝という所にあります。これら農業用水の為にある。排煙等が降り注ぐ事によって、その排煙が、市の基準値を守っているが出ているわけで、長時間にわたって堆積し、池、川を汚染する。そういう有害物質の排出汚染というのは、短時間の排出濃度というだけでなく、数十年にわたる汚染予測と、継続した分析が必要と思います。要望5、候補地における環境汚染状況のデータを公表していただきたい。生活圈ある町内、田畑、河川ため池です。要望6番は、農業ため池に関する汚染予測リスク。要望7は、粗大・リサイクル施設が杉並病を発症させない対策を取って頂く。8としては、設備事項。

天理市：5、6、8について、環境影響評価について、説明します。新ごみ処理施設の候補地を選定する過程で、土地の利用状況や、取得可能性、道路アクセス及びごみ収集運搬等の観点から、環境影響評価に入る事ができる現実的な候補地として、現在の候補地のみを選択しました。環境影響評価は一定の候補地を見定めた上で、大気、騒音、振動、悪臭、水質、河川やため池を含む土壤、生物の多様性の確保や、自然環境の体系的保全、景観や文化遺産等、当該事業が環境に及ぼす影響を、候補地の立地状況を、既存の環境に照らし、調査、予測及び評価を行うと共に環境の保全の為の処置を検討し、この処置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価するものです。今回の計画では、平成28年から31年にかけて環境影響評価を実施し、結果を公表した上で県知事から意見を頂き、市がその内容について検討し、是正が必要な場合は修正を行い、事業に着手いたします。仮に環境影響評価の結果、有害物質等が法定基準値を超えた場合、建設にかかる事はできません。稼働後についても、改善措置を行わない限り稼働する事は許されないと考えております。また、本市では、廃棄物環境対策の分野で、
地震防災対策の分野で
の専門家と地元代表の参加を得た環境保全委員会を設置する予定です。同委員会において、法定基準を厳格化した自主規制基準を定めると共に、排気ガス等に含まれる有害物質の測定数値を、電子掲示板や市ホームページで常時公表し、周辺水路やため池等での水質検査の結果も同様に公表する等の体制を

整えて参りたいと思います。これが環境影響評価についてです。正に仰って頂いた、この場所でやったらどうなるのか、四季を通じて全部具体的に検証するのが、環境影響評価で28年から31年の期間で行います。それで出た結果を市民の皆様公表し、色々な意見が出て、ちゃんと措置が講じてないとなれば、知事からこれは出来ないと降りてきます。それが候補地を仮留めし、しっかりやっていくというプロセスが、このごみ処理施設に関して求められています。また、最初の評価と違うとなれば、造った後でも稼働出来ない。稼働した後でも違うとなれば、動かせないという事になります。そして法定基準より厳しい自主規制を設けていく。視察にも行って頂きたいが、その施設は、近くの公民館、施設の中、ホームページでも、常に出ている物質を掲示されています。知らないうちに、基準値を超えているという事がないような状態を保っておられる。我々としての同じようにやらないといけないと思っています。ダイオキシン、名前だけでも非常にインパクトがあり、お配りしました資料にもありますが、我々が日常的に摂取している98%が食物からです。魚が89%、皆さんが仰っていただいている大気とか土壌は、足して2%しかありません。ごみ焼却炉の位置が、私達の体に影響しているというより、むしろ食物です。ただ厚生省とか農水省がこれで心配して、魚を食べないという事にならないで下さい。こういった形で摂取しているが、自分の体に入っても問題ない基準に収まるという事を説明する為にやっている資料です。私達は、ダイオキシンから無縁に暮らしていると思うと、焼却炉というものの凄くインパクトがある。実はもう何十倍もの量を摂取しているわけです。これが近くに来る事で劇的に、大気、土壌に影響があるのかという事と思うが、そういう事にならないよう、法定基準、自主規制があり、それをきちんと皆さんに公表し、更に市民の皆さんに説明をしていかないといけないと思います。また、長年にわたって蓄積したらどうなるという事ですが、我々の施設と同じように20年運用して、新しい施設を建てられたというのがございます。その土質の調査をしても、20年使用して測定しても基準値に達していない。その周りには、道路とか、色々なダイオキシンを生むようなものもあるが、それら全部焼却炉からとして計算しても、基準には達しない。その辺については、今度、参考資料として添付いたします。要望⑦杉並区における不燃ごみ中継施設健康被害裁定申請事件いわゆる杉並病に関する公害等調整委員会の裁定は、杉並中継所の操業に伴って排出された化学物質と健康不調の因果関係について、推認する他はないとして一部認容しています。本件は、不燃ごみ（廃プラスチックを含む）の圧縮、積み替えを行う中継所が、操業を開始した平成8年4月から、床排水を直接下水に放流していた平成8年7月中旬まで間、また換気系に活性炭フィルターを設置していなかった平成9年4月までの間、すなわち排水処理及び換気系に改善措置がとられた時期の前後を比較し、それぞれ健康不調や異臭苦情の訴えが大きく改善している事から、因果関係を推認した事例です。原因物質の特定ができないケースにおいても因果関係を肯定する事ができる場合があるとした本件裁定では、施設の不備が是正された平成8年9月以降の症例については、施設操業との因果関係は認められていません。不燃ごみ中継施設が、一般論として健康被害を必然的に引き起こすとされた事例ではなく、排水処理及び換気系への対応不備が要因である事は論旨から明らかです。また、東京都は平成20年4月に不燃ごみで処理をしていたプラスチックの分別方法を変更し、プラスチック製容器包装を資源ごみとして処理し、それ以外のプラスチックを可燃ごみとして焼却処理する方法に変更しており、多くの施設が住宅地に所在していますが、杉並病と類似の健康被害が認定されている事例はありません。本市のプラスチック類及び資源ごみの整理も、東京都に準じたものとなっています。なお、ご指摘の杉並区不燃ごみ中継施設は、平成14年の公害等調整委員会の裁定後も平成21年3月末まで稼働しており、それ以降は操業停止となりましたが、これは健康被害等を原因とするものでなく、プラスチックの分別方法変更に伴い処理量が減少した事から、施設の用途が不要になったとされた事によります。いずれにしても、本市としては、関係法令に定める下水道に放出する水質基準を厳格に

順守する上で、施設で発生した排水を未処理のまま直接下水に放流する事はありません。また、換気系への対応を含めた周辺大気への汚染防止についても、事前の厳格な環境影響評価と、専門家の参画を得た環境保全委員会での検討により対策方法を決定したいと考えており、更に稼働後の大気、水質に関する情報公開等も加えて重層的に対応していく考えです。パッカー車の排気ガスに関するご指摘ですが、候補地周辺の天理東インターの交通量は、昼間12時間で約3万6,000台（内大型車約13,000台）であるのに対して、想定される搬入台数は、広域化による他市町村分を含めて、焼却施設約70台、リサイクル施設約10から20台であり、環境に影響する程度の実質的な交通量増加には繋がるとは考えておりません。いずれにしても今後の環境影響評価において、大気への影響についても法定基準等に照らして評価を行い、情報を市民の皆様にも公開の上、許認可権者（奈良県知事）に申請する事になります。杉並病について、矢継早にご説明しましたが、これは■■■■も公害等調整委員会の裁定はお読み頂いているかと思いますが、30人程度が死亡されたという事も書いてあるが、この因果関係は、これは出典はどちらになりますでしょうか。

榎 本：杉並病公害・・・出版社。取り組まれていた■■■■の・・・。

天理市：■■■■の先生。もう一人は■■■■だったかなと思いますが・・・出版の是非について申し上げる趣旨ではございません。天皇陛下の戦争責任とか、慰安婦問題とか色んな分野で積極的出版されている会社であるという事で、私もかつて聴視しておりましたが、30人の方がその施設で亡くなられたという事は、本来損害賠償の事も含めて、極めて大きな話です。それがどういった因果関係にあるか、公害等調査委員会とかにおいて、そういった事例が客観的に立証されてという事は、我々として認識しておりません。この杉並の中継施設ですが、廃止された原因は、東京都がプラスチックの処理方法を変えた。今までは、廃プラを集めて、圧縮していて、それが健康被害の発生原因というのは諸説あり、一定しておらないですが、我々の施設というのは、今の東京都の様々な施設ございまして、その杉並の施設というのは、我々の同じやり方をやる前の東京都の時に発生していたものです。なので、歴史的役割要素の東京の方では終えて、もう処理するものが無くなったので、用途としていらなくなった。廃止になった施設として、事実関係として認めて頂ければと思います。これと寝屋川の方の事についても、我々もあえてプラスチックの熔融はしないと、一般の市民の方に対して広報をしたところですが、寝屋川の健康被害の高裁では、因果関係は認められていないわけです。それについて、おそらく発生源は熔融というのが議論の対象になっている。

榎 本：熔融じゃなしに、圧縮したから・・・ペットボトルに空気入っているから、その部分を圧縮して運ぶと、その事に対して・・・。

天理市：施設の種類として、今の東京都やり方が、平成20年以降続いているわけです。それで、第二の杉並病と言われる状況というのは、相当住宅地の真ん中で、この処理場あるわけですが、発生しておりますか。あるいはこの杉並の所についても、何年間か経って発生したのが、因果関係が認められているのではなくて、正に操業して直ぐの時点で廃液がそのまま流れてしまっていた。換気の所にフィルターが通っていなかった。これが非常に問題だったと思いますし、今後我々も当然そんな事が絶対あってはいけません。そういった状況で直ぐに発生しているわけですから、仮に第二杉並病という事が、今の東京都のやり方において、起きる恐れがあれば、もう第二、第三の杉並病というのは相当やられているはずで、それが、因果関係が証明された形であるかどうか、それについて、我々が何故深刻かと言いますと、今現在もごみ焼却施設を持っております。そこ

で働いている職員もおります。その周りに農家の方もいらっしゃいます。今回風評被害については、特に小島の農家組合中心に聞き取りをしました。風評被害というのは、正にそういう所にある。我々が樺本町で説明会の時に、議会の経験もおありで、施設の違いを十分に認識された上でああいう発言をされたのかなあとと思いますが、それを全く知らない市民の皆さんが聞かれた場合には、ごみ処理施設は危ないじゃないかというような懸念を持たれたと思います。毎日操業している中で、そういう事が正に風評被害の発端ではないかと思ひますし、小島、合場も農業やっただけで、杉並病が20年前に発生して、因果関係も議論されてきている事件を事例に出されて、ごみ焼却施設というのは、そういう杉並病というのと密接に関連があるという話が出てくるのが、正に我々の職員であったり、その周りで農業やっておられる方にとっては、風評被害の発端になり得ると思っております。今回私共が造ろうとしている施設の周りで、どういった事が本当に起きているかという事でなければ、失礼な言い方ですが、非常に市民の皆さんを不安に陥れる事になりますし、それが実際に作物を採られる方の新たな風評被害になってしまうので、現実に我々として説明をし、運用面で何かミスが出てくるとなったらいけないので、情報公開も含めやっけて行きたい。実際どういう運用をしているのか、視察にも行って見て頂きたいと思ひます。何人もの方が亡くなるというのは、非常にショッキングな話です。本から引用される事があるかもしれませんが、我々として、慎重で、客観的な評価をしなければいけないと思っております。

樺本：分かりました。30人亡くなられた事、要望書の中で情報を色んなものから引用しました。その正しさというのは、行政から言うと、立証されているか、されていないかというのは、一つの判断基準となる。しかし私共からすると、起こったという事が大きな問題です。その因果関係ははっきりしていないという事は、実施側から見れば関係ないという事もあるでしょうし、受ける側からすれば、それは危険だという、起こる可能性があるというふうに受け取るしかない。そういう建前で話しているわけで、したがって、何が改善されて、どういう物質がどう絡んでいるか、我々受ける側も調べる事もあるが、施設を造る側もきちっと提案されるべきだと思います。

天理市：廃プラ施設と今回我々の施設と、どういった点に違いがあつてという事も追加させていただきたいと思ひますし、また、同種でやっている施設、そこにそういった事件があつた後ですから、廃プラ施設を造る際には、活動された方も行かれたと認識しております。今現在の焼却施設も東京都内でもたくさんあるが、第二、第三の杉並病、廃プラ施設ではなく、ごみ焼却施設に関して、あるかという事は認識しておりません。やはり慎重の上慎重を重ね、これから環境影響評価やっけていく必要がある。その為4年間かけてやらせていただいて公表する。その上で、皆さんからご意見が出てくれば、それに対応し実際に県知事の事にも繋がってくる、そういった施設です。

樺本：環境評価というのは、樺本に決まった段階でされるというお話をされているのは、これで樺本に決まるのかどうかこれで決まるのか。その為のデータをお出し頂きたい。

天理市：資料1候補地の周辺状況の中でどうかと精査していきます。おそらく複数並行でやっけて、見比べてというのが何故出来ないのかというご質問だと思いますが、そこがそもそも場所として無いと、道路とか色んな事を考えると候補地として残らないと、我々として、環境影響評価にかける事ができる、仮置き形の形が残ったのが結果的にはここだったと。

櫛 本：櫛本だけが残ったと。もしこの影響評価が没になったら、どうなりますか。

天理市：そういう事は、有り得ると思います。一般論ですが、最新のごみ処理施設というのは、そういう蓋然性というのは極めて低い。

櫛 本：だから、もう出来るという結論ありきですね。影響評価やって知事がダメだったら出来ないという話をされて、これはクリアできますという話だったら、影響評価する意味もないくらいの話です。

天理市：それは違います。客観的な評価をやって行くには、候補地はここしかないから、データを改ざんして通すとか・・・。

櫛 本：そういう事を言っているのではない・・・。ダメだったらこの施設諦めるのかと言っている。

天理市：そうでないと、法的に建てられない。

櫛 本：諦めたら、天理市どうなるんですか。

天理市：長寿命化をせざるを得ない。つまりこの10年間の間に・・・。

櫛 本：もう1カ所、2カ所選んで、お金はかかるが影響評価やるとすべきじゃないかと思うが。

天理市：非常に技術的に際どいAとBという場所で、クリーンセンターというものが非常に法定基準ギリギリの所を保っているようなもので、こちらだったら通る見込みがあるが、こっちだったら厳しいというような施設であれば、仰るような事だと思うが、最近の施設は、基準を非常に下回るものなので・・・。

櫛 本：そういう事は、決まっているという事ですね。

天理市：蓋然性としては、ほぼ無いと・・・。

櫛 本：今の話は、1カ所に決めなければ時間に無駄があるという事もあるが、それ以前に、問題は今、櫛本で環境影響評価入るとしても、一覧表見た時に、仮に櫛本と同じ所が他3カ所あったとしましょう、そしたら3カ所とも環境影響評価しなければ、それはひっくり返る事ありますね。やってみないと、3カ所の中から1カ所選べないというレベルあるでしょう。ですから、そこまでいける段階でないでしょうという認識ですから、要望5というのは、現時点で持っているデータを明らかにし、公平性を考えここしかないとか、運搬性等もいいのかもしいかもしれませんが、ここに置くのは、その住民にとっては不公平という事であるという事が見えなければ、環境影響評価に入るという事は許されない。

天理市：どこのタイミングでその説明をするかですが、これ環境影響評価終わった時点で住民説明会をやれば、色んな定量的なデータというのがあったと思うが、今どういう状態かという土地の測量予算を付け、環境影響評価というものは非常にお金もかかるので、議会議決を得て予算を付け

て進んでいけるものです。その前の段階から、ごみ焼却場とはどういうものかという事も含めて、地元の説明会というのが今回の流れです。また他の候補地があれば変わってきますが、実際そういった場所が無い中、影響評価がダメな場合、現在の場所で長寿命化をするという選択肢です。

櫟 本：環境影響評価をするに値する場所、今櫟本にするのが分からない。

天理市：今2つ選択肢あるわけですが、新設、長寿命化するかの中で、新設に向かっていきたい。ただ色んなご意見が出てくる背景は何か、そこは先程仰った杉並何病のような事の不安だとか、やはり現実も見えて頂きながら、環境保全委員会に地域の皆さんに入って頂きながら、天理市がやるべき自主規制はどういうふうにやって行って、安心して運用に向かっていってとするのが、我々の責任かと思っております。

櫟 本：見学に行くにしても私達は、何のデータも無くものを見ても、何を見学するか分からないです。今住んでいる地点の濃度であるなり、近くの川、池の造形どうか知った上で見ないと・・・。

天理市：環境影響評価やって行くので、その過程で・・・という要望であれば、その機会を設けたいと思います。一度視察に行ってもらったからと、何かアリバイを作る為に視察に行ってもらくつもりではありません。深めていく為にもっと他もという事であれば、何回も組ませていただきます。臭いがするののかという事1つを取っても、口ではなかなか伝わらない、また嫌悪施設だと仰る方、先日櫟本の区長さんに行ってもらった時は、中でお祭りをされていました。子供のイベント、コンサートもやっていて、今の我々の施設に土日にピクニックに行くという人は、実際考えられないが、最近の施設ではそういうのがある。イメージという事ですが、今のものはどういうものかという共通理解が、でもやはり見えない部分のご懸念とか・・・。

櫟 本：国崎のクリーンセンターを見に行けという話は、何回も頂いております。しかし、そこは何年も検討されてその場所に造られた。あの周囲全部ゴルフ場です。天理市の白河の所で造るのとは全然違います。

天理市：1番大きな点は水源地の真上にあるという事です。集落も上手の所にあります。ダムの手前に関しては、ダム建設する際に立ち退きがあったので、元々あった集落もあった。それが全てではなく、あくまでどういったものかと、今どうしても行きたくないとの事であれば、もっと東京の方でその周辺500mに10,000人位住んでいらっしゃる・・・。

櫟 本：東京の方は、おそらく土地が無いから、後から住宅が建つてという色んな事情だと思います。天理の場合、もっと山の方、何年たっても公害が出ないような所へ検討してもらいたいと思う。

天理市：先程、山間は難しいと申し上げたつもりですが、仮に福住インターの近くに仮に設定したとしても、福住校区、丹波市、山の辺校区に属するのは近辺にはあります。グリーンテクノの所も隣にやすらぎ園もあるわけで、皆さんのお気持ちの中には、杉並の事もあるじゃないかと仰るんですが、我々はないという立場ですが、そういう懸念される事が他の方だったらよろしいんですか。天理のどこで、道路アクセスが良く、公害がなくと仰っているのは、どの土地の事ですか。

櫟 本：どの土地じゃなく、それを探すべきだと言っている。

天理市：福住の皆さんにしても、丹波市、山の辺にしても、高原の所にしても・・・。

櫟 本：その国崎の施設に、見に行けと話されているのは、良い所だけ見せて納得させるというふうに思います。

天理市：視察の事は、今の施設のサンプルとしか思っておりませんので、都市部の施設も見て頂きたいと思います。ただ理事長が仰ったのは、山間に持って行けというのが、我々理解ができません。どういった事を探して、山間と仰ったのか。

櫟 本：反対するなら、対案を示せという論法で仰っているわけで、そうじゃなくて、候補地の選定がない。表現が人里離れたという所が、あるかないかを検討しての候補地でしょという事を言いたい。だからマトリクスを作って頂く、いかにもバツになる所選びました、で櫟本が残ったという事じゃ、同義的にならないと思いますが、そういう所を選んで決まると、やはり釈然としない。

天理市：根本的に、汚染源となる施設かどうかについて、認識を合わせていけるか。ただ、汚染源があるという立場なのか、汚染源があるから山間に持って行けというような認識は我々としては共有できない。汚染源ではなく、十分法定基準に収まる、自主規制をやって行く、それがしっかりできるもの・・・。

櫟 本：国の基準ではあるけども、今焼却場の前、シャープがあり、西名阪があり、先程見せて頂いた国平均なのか、下なのか分からない。それプラス、クリーンセンター、焼却場が出来た関係で、基準内でも、どれだけ付加掛けるのか。そこが知りたい。

天理市：それをお示し出来るのが、正にこの環境影響評価の後という事になります。その作業を・・・。

櫟 本：逆に言えば、そういう施設やるとしたら、目標値あるでしょう。そんな目標値だけでも示してもらえないんですか。

天理市：法定基準の所は全部数値として決まっています。・・・。

櫟 本：今の状態で・・・。

天理市：現状の数値がいくらで、これが出来たらいくらになると仰っているんですか。

櫟 本：・・・。

天理市：それをやる為に今から、専門家も入って分析をして行くわけですし、卵と鶏とどちらが先か知りませんが、入って行く前の段階で、今お話をしている。

櫟 本：要望1を答えて頂けなければ、まず決まらないです。

天理市：それは環境影響評価をするなという事ですか。我々としては、環境影響評価に入って行こうと

いう事なんです。

樫本：樫本に決めた理由をもっと明確にして下さいよ。

天理市：匂い、空気、水等に影響及ぼすかという事、誤解があるのかなど。

樫本：齟齬があるのは、施設そのものは、それなりの設備仕様があつて、実績があります。それらが集まった結果、樫本町の環境がどうなのか。他の候補地の環境はどうかというのがなければね。そう数値によって、天理市民の公平性を考えて、ここにあるべきかどうかというのは、私達には全く見えない。今樫本に持ってくるという事は、ここだけにしようという意図しか見えないから申し上げている。

天理市：まず使える土地があるかどうか、見込みのない土地を評価しても。

樫本：どの程度探されたのかという事を聞きたい、天理市全域で。資料1のようなものは、全く回答にはならないという事を認識頂きたい。

天理市：これを出来るだけ表に近い形にしたいと思います。

樫本：表にするだけでは、あきません、どれだけの候補地を検討して、ここはダメ、ここもダメになったのかを聞きたい。資料1だったら、嘉幡、福住、樫本。

天理市：検討の段階で潰れたという事です・・・。

樫本：・・・幹線道路でね、立地条件が・・・。

天理市：天理王寺線、169号・・・それと共に今回の土地に要件としてあつたのが、この土地何かに活用されていますかという事からすると、他の所は農地・・・。

樫本：最もいい場所が樫本になっているが、私達が考えるのは、もっと他にも地理的な条件、他の市からも集めるのだったら、あの場所よりもっと良い場所あるのではと思います。そこは、土地に作っておられるとか条件あるが、協力される方もあるでしょう。天理市の為に一肌脱ごうという人あるかもしれない。聞かれましたか。

天理市：少なくとも今の隣接の所については、聞いて参りましたし・・・。

樫本：だから、その候補地を言ってもらったらい。何方所か支援者とも話しますやろ。一覧表に書く中身としては、今のような事で・・・。

天理市：これくらいの平米で土地を確保しようとしたら、地権者の数も多く、その方々が全て協力し、纏まるのに相当の期間がかかり、・・・。

樫本：たまたま天理教の土地であつたので、そこにしたというような感じで、我々は受け止めている。

天理市：よく山間というお話もある。

櫟 本：山間というより、あの土地は天理教の土地、市長は天理教の方からの出身であるから、あそこにされた。地権者が1人だと言われました。だからここで決めたというように聞こえました。

天理市：リサイクル施設の方は、複数いらっしゃる。天理教本部ではありません。焼却施設に関しては1人でして、天理教本部であるのは事実です。リサイクルの方は、今までシャープに貸していた、民間の組合の皆さんです。

櫟 本：市役所の横に天理教の土地ある、あそこにしたらどうですか。

天理市：売却の話も聞きますし、そもそも面積……。1つ建てるだけの面積がありません。当然地権者の意見も必要ですし、我々はそこでも問題ないと思うんですが、地権者の協力ないと建てられないので、面積的に無理です。

櫟 本：市としては27,000㎡以上の所を検討されたと思う、それらを並べてみてその結果だと思います。どこまで考えたというのを出して頂いて、次の話とします。

天理市：なぜ、拒絶反応があるのか、説明も機会を持って行きたいと思います。また、死者という非常に重い、それ自体が色んな不安や、流通被害なりに繋がる部分がある。そこについては慎重に判断頂きたい。今の施設と関連性があるのかどうかについても、我々も出来るだけきちんと説明をしていきたいと思います。

櫟 本：ただ、風評被害というのは、被害を受けるのは我々で、今の市長が仰った風評被害というのは、自分達の生活が進まなくなるという風評被害で……。

天理市：違います。全く違います。我々の職員もそこで勤務しております。周りに農地もあります。そこで色んな野菜を作っています。それがクリーンセンターの周りは、色んな健康被害なり、土壌にも汚染があるという話が出てくれば、市としては櫟本の農業振興も大切ですし、今のクリーンセンターの周りの農業振興も大切です……。

櫟 本：正にその方向性を出すのが、要望7です。お互い知っている知識の違い色々ありますが、発生している、していない等の差異はあるわけで、施設の部品改善とか、そういう所について表記して頂きたい。環境問題について予定されている所を1とした場合、将来的に設備が、対応年数が25年くらいという事で、ダイオキシンも微量だがあると、5年後、10年後のシミュレーションを立て、それも入れて欲しい。

天理市：それは温度とか周辺状況とかあるので、その環境評価が今からです。他の施設で運用しているものはお示し出来るので、それは別添資料として、必ずつけさせていただきます。

櫟 本：予測値でも入れられるのではないかと。

天理市：そんなパンパンと出せるものではない。だから4年かけてしなさいとなっている。私も初め聞いた時は、これだけかかるのかと思いました。それだけ慎重を期してやるものであるという事です。

櫛 本：なぜしきりに言うかと、我々一番重要な事は健康です。ここがポイントとして抜けている。我々が目に見える形でしていただきたい。

天理市：今現在出せる類似施設とかで、お示し出来る所でやって行きたいと思います。根本的な認識として、空気、土というのは、我々が摂取しているものからすれば、もの凄く限定されていると知って頂くだけでも、認識としては大分変わってくるかなと思います。

櫛 本：ごみを処理した時に出る汚染物質、これは具体的に何と何が、それをどういうふうに消去して、明確に書いて頂きたい。

天理市：それは付けさせていただきます。

櫛 本：環境ホルモンは、ダイオキシンのみではないので、他にもあると思いますし、それと走行車両でどれだけ出るかというのも分からないので、その辺も安全性からお願いしたい。

天理市：現時点で、世の中で解明される限りのそういうのは、基準にかかってくるので、先程からの杉並の因果関係を出す時に食い違うんです。推定で言えば、下水に流していた時期、フィルターを付けなかった時期、その前後関係を見れば明らかに数も違うから、やはりこれが原因だったでしょうとされたのがあの事件だったわけですけども、今後、目に見えないもの、科学的に分からないものは、科学の進歩と共に出てくる事はあると思うが、今わかる範囲で資料を揃えたいと思いますので、これから環境保全委員会を作って、物質毎の規制値も、地域の皆さんと話し合いながら決めていきたいと思っています。

櫛 本：リサイクルセンターで処理する有害物質と書いてあるが、蛍光灯とか電池とあるが、重金属の類とかも導入するのか。

天理市：それは説明資料の中に入れさせていただきます。

櫛 本：2項目目は、これを出して頂いて、3項目目の地震並びに防災対策について、私共の懸念を申し上げたいと思います。今日資料を頂きました。10月3日の時も資料の中に、30年間に震度6の地震がとんでもない確率で起こるとい資料を頂きました。従来の地震ハザードマップと今回の■■■■とのかの見解、そこと何が、なぜ変わったのかが1つ。シミュレーションの結果、判断がこの地震ハザードマップと10月3日の資料との違い、つまり市中心部と今建設されるであろう所との震度の違いについて、根拠、検討の結果を示して欲しい。

天理市：資料5と合わせて見て下さい。地震のマップというのは、東南海地震の揺れが深まってという様な事で、様々な色んな事で想定される揺れを総合的に評価した結果という事で、見解が違うという事ではなく、これは客観的に出している専門の機関のものをお示ししていますが、断層帯との関係ですが、本来であれば、来て頂いて直接お話しを聞いて頂くのが良いと思いますが、な

かなか設定が出来なかったので、天理市新ごみ処理施設候補地と東縁断層帯の関係についてという事で、それぞれ地震関係、防災関係の専門の方、構造体の災害における技術の専門、地盤、土質の先生方にお願ひし、共同の作成でこの資料について説明します。今後環境保全委員会のメンバーとして想定している先生方から出して頂いた資料です。1. 周辺の地形の高低差や隆起、地下水系の断絶を示す竹の群生状況等から、焼却施設候補地である台地とジャープ(株)天理工場の間にある谷筋に活断層が位置するとした国土地理院の推定図は妥当性が高いと判断される。断層変位により建物等への直接被害をもたらす地表断層が、台地状に隆起している候補地に走っている蓋然性は極めて低いと言え、今後の地形的な観点からの調査により明らかにする事ができる。また、活断層はジグザクに走行するのではなく、直線もしくは円滑な曲線状に走行する為、活断層があると見られる谷筋から、焼却施設候補地の箇所のみ、局地的に寄り道するような破壊は起こらないと言える。なお、阪神・淡路大震災では、地形等から予め明らかに判別された活断層と、実際に地表面がずれた箇所の距離の差はなかった。2. 阪神・淡路大震災等で観測された最大加速度のデータから、活断層からの距離が10 km程度の範囲内では、地震の揺れは距離と反比例せず、頭打ちになる事が明らかとなっている。活断層近傍の場合は、むしろ加速度よりは変位の影響が甚大となるが、断層がその真下を通るような長大橋梁や長大トンネルのような構造物でない限り、通常の施設や建物、工場等単体構造物への影響は小さい。国立研究開発法人、防災科学技術研究所が周辺活断層を総合的に勘案した推計では、候補地は市内の他地域と比較して、震度6弱以上の揺れに見舞われる可能性がむしろ低いとされており、活断層との距離のみをもって、候補地としての適性を否定する事は合理的ではない。周辺の地表断層に数メートルのズレが生じた場合でも、候補地下の地層構造が変化して地盤が直ちに脆弱になる訳ではなく、耐震構造により建物の損壊を防ぐ事は十分可能である。また、ずれが想定される断層を横切る下水道管等の地下埋設物についても、予め柔軟性を持った素材を活用する等により断絶を回避する方策もある。3. ごみ焼却施設は、国土交通省、官庁施設の総合耐震計画基準により、震度7相当に耐えられる基準で設計される事とされており、東日本大震災や阪神・淡路大震災相当の地震があった場合に、大規模な補修をする事なく機能を確保できる事が図られている。今後、天理市の新施設を具体的に検討していくにあたり、当該候補地及び周辺の地盤や土質を検証しながら、制振技術を活用していく事により、焼却炉本体やボイラー、配管等の損傷を抑制し、内部のごみや汚染物質の露出、地下水系への流出を防ぐ事は十分可能である。また、リサイクル施設候補地は、液状化の懸念がある場合でも土質調査の上基礎地盤に対する構造的対応は可能であり、直ちに建物が崩壊し内部の汚染物質が流出する等を仮定し、候補地の適正を議論する事は合理的でない。4. 今後、環境影響評価と並行して、地盤等を十分考慮した耐震構造を持つ施設を立案し、候補地周辺地域に居住される市民への説明を始め、情報を公開した上で計画を進めていく事が重要と考える。(参考) 1971年に発生した米カリフォルニア州サンフェルナンド地震では、地表断層の直上と、僅かに離れた場所での建物被害率に大きな差があったことから、断層変位の重要性が再認識され、活断層法とも言うべき、アルキスト・プリオロ特別調査地帯法が制定された。同法では活断層の所在が明らかになった場合、約15m建物を後退させて建設する事が義務付けられている。また、ニュージーランドでは、ウェリントン断層に沿って約20mの带状地帯を設定して建物の建設を禁止しており、断層をまたぐ住宅地では带状地帯は道路等に活用されている。地表断層の真上で構造物が破壊され、数メートルから数十メートルの僅差に位置する構造物が倒壊を免れた事例は、阪神・淡路大震災等でも多くみられる。今後この設計がどういう構造物になるかは、環境影響評価をしないと、今の時点ではお示し出来ませんので、一般論となるが、ここで示しているのが、直ぐ近くに活断層が通っているから適地として否定されることはないと言証していただいたと思います。12. 調整池について、調整池の規模として、市街化区域においては30年確率降雨強度、市街

化調整区域においては50年確率降雨強度で計画する事となっております。市街化区域：530㎡／1ヘクタール、市街化調整区域：585㎡／1ヘクタール。リサイクル施設候補地については1トン規模の調整機能を備える事になりますが、ご指摘のような地震との併発事態も想定し、敷地約2万㎡の内、現在建屋は約5,000から6,000㎡を予定しております。敷地外縁部に緑地帯を設ける他、河川、水路との位置関係を踏まえ、今後、耐震構造や土質の専門家等の知見も得ながら、池の破損による水の流出等を抑止できるよう、敷地内の配置を含め検討し、公表して参ります。

櫟 本：3点程、1つはお知らせの中に、最後のページ、地震建築という所で、活断層が、造ろうとしている施設から10km程度離れているとしか読めないですが、事実は違いますね。数十mに活断層がある、そういう事に対してなぜこんな表現をされているのか。

天理市：日本語表記の問題として、分かりづらかったかもしれないですが、直近で150m程度ですが、資料でお配りした[]の初めの見解と、こちらの表を見て頂いたら分かるんですが、揺れは、10kmから20km離れた所になって初めて加速度が落ちていきます。その範囲の中の揺れというのは、地盤の影響というのが大きいという事の趣旨と、同じ事を言っています。嘉幡の所は4、5km離れているが、そちらの距離が遠いから今の候補地と比べて安全という事は決してなく、それは地盤の影響であるという趣旨で、先程の参考の所で申し上げたとおり、真上の部分に関しては、橋梁とか、長い構造物とかは影響を受ける可能性があるので、日本国内でも断層条例を設けるべきだという専門家の方もいらっしゃると思いますが、そこにおいても15m、20m離しなさいと、最新の制度というのはしっかり取って行かないといけない中で、今回の施設では、震度7程度の地震があっても耐えられるのが、国交省の基準でも設けられているところです。今後構造物を検討していく中で、きちんとやってもらっていかうと思います。

櫟 本：分かった上で書いておられるが、この資料として極めて分かりにくいと、活断層から遠い所にあるんだ、だから安心としか読めない、そういう表現が極めて・・・。

天理市：近くであっても10km以内であれば、揺れについては変わらないですよという事です。

櫟 本：遠いから大丈夫としか読めない。だからこういう表現は訂正すべきだと思います。3ページ目の災害対策、これは櫟本町の表現をしているが、強い地震に見舞われる可能性が相対的に低いという事ですが、天理市ハザードマップでは相対的に高いですね。しかも液状化が起こる可能性が高いという所を選んでおられる。そこは間違いでしょう。

天理市：地震は色々な地震があり、今後起きる可能性があるのは東南海地震だけではありません。阪神大震災も関西では、地震がないと思っていた所にいきなり来たわけですが、こちらの表の方が、色々な角度での地震データを入れているものなので、今後防災マップの方も語弊がないように作っていかないといけないと思っております。

櫟 本：そうですね。これに意図した考え方とは何なのか。我々は、これが正しいと思って日頃の生活送っています。これが、ここに施設を造る為に安全ですよというような資料を出すのは、極めて・・・。

天理市：それは、今後のハザードマップの作製に当たっては、ご指摘の通り色々な地震があるので、総

合的にお示し出来るよう検討していきたいと思えます。ここだけの疑問は、全体像から見た時に地震の揺れに見舞われる可能性はという事ですので、そこからすると盆地より比較的強い、ただ今現在の。

櫟 本：これに従えばね。地層が正しいかどうかの証明が皆さんされてない。むしろこちらがダメだと言っているのに、こちらが良いというのを2つ並べて、天理市は何を考えている。

天理市：何回も申しますが、これは限定された地震の想定でございます。

櫟 本：それ書いてないですね。分からないですね。・・・。

天理市：日本国内において、地震から全く影響を受けない所はありませんので、その中で耐震構造・・・。

櫟 本：リスクの一番少ない所に持っていかんとあかん。あえて活断層近くに持って行く事自体がおかしい。

天理市：そこが、根本的に誤解です。10キロ位の範囲については、距離ではなく地盤だということを説明させて頂いている訳です。

櫟 本：ちょっとおかしいな。

天理市：ただイメージの問題がありまして、実際地盤を盆地部分と比べたらこちらの方が強い、また距離が150mと2km、3kmの所と比べた場合、私も最初不思議に思ったが、実際に研究されている色んな専門の方に聞いていったところ、過去のデータから見ても、この範囲の所では変わらないと。

櫟 本：それはそうかも知れないが、あえてこういう所でするのは、おかしいでしょう。ない所でした方が、心配する必要がない。

天理市：どこですか、それは。

櫟 本：どこですか。そこを探すのは行政違いますの。・・・。

天理市：・・・。ですから・・・。それと共に、これを見て頂いたら、山の部分が若干薄い色になっています。これにしたって0%ではないです。

櫟 本：だから、ゼロに近い所を探すのが行政と違うか。

天理市：それと共に、ここに書いてあるのは、今の施設というのは、阪神にしても・・・。

櫟 本：・・・。ゼロではないでしょ。

天理市：ですから、ゼロという地域が日本国の中、どこにございますか。その中で、構造物をしっかりと

やれば、震度7でもきちんと施設としてもつ構造になっている。

櫟 本：それやったらね、福島原発でも、地震……。本体は、確かに震度7とかに耐えられるけど、活断層の影響で、周りのものが潰れて、結果として焼却場が動けなくなるとどうするんですか。そこまで考えて、説明つくんですか。

天理市：それは前にも若干説明しましたが、放射性物質とごみとは決定的に異なります。

櫟 本：異なるんだけどね、焼却場が1週間とか2週間とか止まったら、ごみの山になりますよ。まして、他の市町村のごみを持ってくるのに。

天理市：それが相対的にと書かせて頂いた部分で、市の中にそこは確実に0%だというのがあれば、そちらに……。

櫟 本：それを探るのが、折角造った設備を25年間有効に使うとしたら、それを探するのが、先程の一覧表の7項目の中身になってくると違うか……。

天理市：それで申し上げれば、嘉幡の周りより、ここの方が低いという判定になって参ります。

櫟 本：これをチェックされた、XXXXXXXXXX先生、ハザードマップ作られた、これ同じ先生ですか。

天理市：確認をさせていただきます。何れにしても色んな地震が有り得るわけです。やはり、しっかり構造体として持つように、耐震設計をやって、対応する事が今は可能だと、可能ではないのは、真上に関しては、どんなに強い物でも、長い物であれば、バキッと折れてしまうが。

櫟 本：これは、業者さんが作ったハザードマップですか。これを最終的に正しいと判断したのは、天理市ですね。業者がどの先生に頼んで……。

天理市：皆さんが仰っているのは、矛盾があると仰っているんですね。

櫟 本：同じ……の期限が入っている、これだって少なくとも正しいという証明はして頂かないと、理解できないです。

天理市：それは、このハザードマップの作られ方の考え方として、内陸型地震を想定したものだと明記させていただきます。

櫟 本：このハザードマップが市民に公表されているものですので、だから誰が見てもギャップがあるわけで……。

天理市：阪神大震災の時も、奈良揺れましたね、東日本第震災の時も奈良揺れましたね、違う断層の影響を受けても奈良は動くわけです。ここの地震で、ここの断層が動いた時に、どういう揺れになって来るかというものと、総合的に色んな可能性のものを合わせたものでは、若干変わってくるのが当たり前の事です。

櫛 本：例えばの話ですよ、これ同じ先生がチェックされていたという事なれば、非常に問題ですよ。受け取っている市としてもおかしいです。

天理市：何故ですか。

櫛 本：そうですやろ。違う事言っているから。

天理市：違います。ですから、断層は色んな角度の所にあつて、このくらいの地震が起きた時は、ここはこの位の揺れになりそうですという想定をしても、色んな想定している状況の中で出てくる可能性というのは、違ってくるわけです。

櫛 本：少なくとも、ここに書いてある文書は間違いでしょ。この見解に基づけばこうです。しかし、この見解に基づけば違いますよね。その辺について、もっと厳密な見解出してもらえれば、訂正をして頂かないと、これを受ける事はできません。どっちが正しいですか。

天理市：どちらも正しい。

櫛 本：という事は、こんな危ない所に施設持ってくるわけですか。……。

天理市：ですから、それに対して申し上げるのは、震度7相当の地震があつた時に対応を正しく取って行けるという構造体を造るわけです。震度7だったらその建物全部潰れる訳ではない。

櫛 本：活断層の話ですが、岩屋と櫛本には断層帯5つございます。その中の1つが、白川ため池、段差が3mございます。3mの段差というのは白川池で津波が発生する。3mあがつたとすると、もろに堰堤にかかっていくという事で、水害というか、クリーンセンターの被害あるかも知れないし、白川ため池の水害が発生する事により、クリーンセンター、リサイクルセンターに押し寄せてくる危険性も。

天理市：白川ため池自体の耐震性についても、クリーンセンターだけではなく、非常に大切に改めて確認もしていきたいと思えます。仰っているのは、これが全部決壊して、押し流されてくる懸念という事ですか。そうなれば、櫛本一帯がもう甚大な被害が生じているわけで、焼却炉の所に関しては、高低差があるので……。

櫛 本：……。

天理市：150mです。皆様方が仰っている活断層、これから構造がこうなっていくから震度7が仮に起きた場合にも、このような形でもちますというのは、計画をやって行く上で、地域の皆様方にお示しをしていきますが……。

櫛 本：白川ため池の中に、活断層があるという意識を持って考えて下さい。

天理市：それを、今後具体的に構造を……する中で、市民の皆様方に説明していく事が大事だというご

指摘も頂いたという事です。

櫟 本：こちらの、天理市の資料からしますとマグニチュード7.4、先程白川池3mの段差というのはマグニチュード7.4が起こる蓋然性が高いわけですから、その時は3mの段差が起きると認識しておられる訳ですね。だからこれが30年以内に起こる可能性があるという事ですから、これから考えたらですよ。

天理市：何にしても、天理市の防災体制として、しっかりやっけて行かないと、クリーンセンター云々の前に、この辺りの農地なり皆さんのお宅が壊滅するという状況ですから、もう一度確認させて頂いて、この会の回答の時に白川の事に関してご説明したいと思いますが、お伺いしたいのは、どこまで本当に活断層の事を懸念されて、何が何でも嫌だと仰っているのか、本当に活断層の事について真剣なご懸念の下で仰っているという事でよろしいですか。

櫟 本：はいそうです。この防災マップでも30年以内に7.4を想定せざるを得ない。

天理市：白川ダムとの位置関係からしても、水が流れ込んでくるというのはないですが。

櫟 本：焼却炉が一番赤いゾーンにかかっている、これ色々シミュレーションされているからでしょうが、ここの赤い所が、例えば3mの段差が起これば、焼却炉にどんな影響が起こるかという事。

天理市：20m程度離れている。ここの今の施設の所と、ここの所と、15mか20m離さないといけない安全性を考えて、なっている距離ですが、その距離は確保される。

櫟 本：だから、その時のシミュレーションの前例があると思うんですが、正にこの地点からすると、3mの段差が起こるという事も踏まえた上の論議なんですよ。

天理市：その上で、この距離で構造体をやっていった場合に、真上ではないので、真上にかかる橋梁のような物であれば、耐震構造を持っていても難しいですが、これはもう少し説明する機会があった方がいいのかも知れませんが・・・。

櫟 本：そうですね、それはもちろん求めたいと思います。だからそういう事を我々に分かるようにして頂きたいというのが1つと、しかしわざわざそうまでして、ここに造る必要があるのでしょうか。

天理市：いや、そうまでと・・・。

櫟 本：そうしますと、さっきのマトリクスの表を作って、要望1を作ったり要望5の表作った時に、もちろんここが0件であるという評価はあるという事ですね。もちろんカッコつきで、これだけの耐震構造をして、その為に何百億円かければ、三角が丸になるかも知れない。

天理市：そんな極端な・・・する必要ございません。今の我々の消防署でも、免震構造を持っています。あれは奈良県の中で初めて震度7の地震に耐える構造という事でやっていますが、仰るように何百億円という事ではないです。これだけを持ってここがダメというのは合理的でないという見解

を示して頂いておりますので・・・。

櫟 本：言葉を返すようですが、これで、良いか悪いかは決められないと仰っているんですね、先生は、解析だけで候補地として適性を否定するのは合理的でないかと仰っているわけですが・・・。

天理市：そのみを持ってやっている事は、合理的でないを書いて頂いていると共に、今後候補地の地盤や土質をしっかりと検証していきながら、利益を活用する事によって、焼却炉本体、ボイラー、配管の損失を抑制し、汚染物質の流出とか、そういう事をやって行く事が十分可能であるという見解を示して頂いています。農地部分というのは、水が流れている扇状地の部分もありますので、距離だけでは測れない地盤という事も検討していかなければならない。

櫟 本：距離は我々も分かりますから、土質関係する所も分かるような形で提案していただければ、単なる土質という言葉で逃げているだけとしか読めませんので。

天理市：それも調べてから来るべきなのか、どうなのかの関係ですが、まず盛土はダメだと、盛土になっている造成地は弱いのでダメですが、ここに関しては、元々岩屋という地名の所を、切土でやっている所ですので、そこを確認して頂いた所ここは・・・だと、これを更に今後、計画を練って行く中で、この土質の中でこういう構造体を建てるという事をお示ししていく時に、実際にこれでは耐震性が無いのではないかという指摘があれば、それについての疑問は、我々としても取り計らいたいと思っています。市内の他の農地部分も、相当揺れる可能性がある中で、結局はちゃんとした構造体を建てるかどうかです。その中でこれを見て頂く時に、断層があるという事を前面に立てる事で、ここではないようにしようという事ではない。

櫟 本：違います。揺れと3mの隆起というのは、大きな問題です。例えば揺れが、この近辺だけの話と、どのようなシミュレーションの範囲か知らないが3mのずれが起きた時に、その影響はどうなるかは我々も分からないから、わざわざ3mのずれが起こる所を選択する事が、どこにあるのかという事です。

天理市：隆起する部分という部分を、追加させてもらいます。

櫟 本：この候補地というのは、元々池ではなかったのか。

天理市：水色に塗られている部分で、山です。

櫟 本：池じゃないですか。

天理市：山です。池では無いです。

櫟 本：・・・僕らは、地図見たら池と思います。

天理市：それについては、このハザードマップのし直しについて、早急に対処していきたいと思っています。

櫟 本：市も気がついて、それは是正もしないんですか。関心がないのか、何か信じられない感じで

すよ。そんな大事な地図やのに。そんないい加減な話・・・。

天理市：ハザードマップについては、早急に訂正をさせて頂きたいと思います。

樫 本：訂正は当然でしょうけど、それに至る根拠というのは公開して頂きたいと思います。要望9に上げているのは、今日、提示頂いたような資料の、星霜精神のようなこれを私達に理解できるように出して、それで納得できるかどうかだと思います。最も素朴な疑問として、耐震の目標さえ決めれば、如何ようにも対応出来ると思うが、まずその所が選定理由でプラスになるのがマイナスになっているのか、協議誌とか要望意思を出して頂ければ分かると思うが、その辺が見えてこないから、1番不安です。

天理市：ニュートラルという事になりますが、それは表の中で書かせて頂きたいと思います。断層というのは、今示されているもの以外でも、相当程度、日本国内でも出てくるので、つまり断層があるという話が、本当に出てきたのが、東日本、阪神の後だと思います。その周りにも、住宅とか建物も建っている所はいっぱいある訳で、今後は真上を避けながらどうやって耐震構造をもたすかという方向性になっています。

樫 本：天理市は、ずっと以前からマグニチュード7.4と、非常に高い確率で、日本の中では1番危険な場所だというご認識はずっと持っておられる、その精神と根拠を忘れないようにして下さい。

天理市：ですから、盆地で今から建てていく建物についても、しっかりやらないといけないと思っていますし、それが説明会に行かせて頂く際に致命的な欠陥で、ここは候補地を借りられないというようにお話をよく伺うものですから、そういう事ではないという事を示して頂いたという事です。

樫 本：はい、そこはもっと分かるような形での提示がなければ、これは樫本町だけではなく、全ての市町村でも納得の出来ない話です。

天理市：且つその事は実際の建物を建てる際の要件としても、国の方でもなっておりませんという事は、十分に対応する事によって可能ですので、活断層の位置との関係というのは、知事なりから意見をもらわないといけないわけですが、例えば原発であれば、原子力の安全委員会の所で、活断層との距離というのが厳しく審査される訳ですが、この施設というのは、そういった関係ではないという事から、仮に活断層について議論が上がって行って、我々も出来るだけご安心頂けるよう資料は提出しようと思っておりますが、そもそもダメな理由としてなっていないという事です。

樫 本：しかしそれは、要望1に係わる話ですが、仮にこういう事をすれば丸かもしれないというふうな事を、そのままそこに表現されたのは間違いではないとして、何の対策もしなければダメだが、こういう事をしたら大丈夫ですとか、そういう判断がなければ我々としても読めないと思います。

天理市：ここの地域は全部一緒ですね。そこに関しては優劣つかない。

樫 本：そうです。だからこそ皆さん論議が出来るんじゃないですか。ニュートラルな情報が出るから・・・。

櫟 本：市長と■■■■さんとお話されていますけども、2人はそれで良いかもしれませんが、時間ももう3時間半になって、もっと簡潔にやって頂けないか。市長という人間、どんどん興味なくしていきます。

天理市：13の所について、趣旨はここに書いていますので、答えさせてもらってもよろしいですか。

櫟 本：はい。

天理市：要望13、本件施設は、都市計画施設である為、今後建設が可能となるよう都市計画決定を行い、合わせて用途変更を行う事を想定しています。なお、ご指摘の第一種住居地域は、主に建設候補地が含まれておりますが、現状において居住等の実態は全くありません。周辺の白川台を始めとする住宅地は準工業地域に指定されており、今回のごみ処理施設計画において、何ら用途変更等を周辺にお住まいの皆さんの住宅地に対して伴わない事から、都市計画法に関する行政行為により、櫟本住民の居住権を違法に侵害とご指摘は理由がないと考えます。それは地図を見て頂ければと思います。第一種住居地域に現在の所、候補地が構成要件としてなっております。ここに建てるには、これから都市計画決定をやる訳ですが、ここの黄色で示している部分についてのみ、対象になっていく事ですので、ここに今居住されている方というのは、我々の認識では全くないと思っています。かつて、こちらの低層の所を所有者が何かもっと高いものを建てたいという事で緩めた事が市の方の経緯としてはあります。今後地権者にそういう計画はお持ちでない中で、実際にお住まいになっている地域というのは、こちらは準工業地域となっております。ここについては変更を加えようとしないうちで、この櫟本住民の居住権をとるところでは、あたかもこの和爾下の方も全部変えるという事になれば、そうなのかも知れないが、我々としては、ご指摘に当たらないと考えておまして、かつ、先程の寝屋川だとか杉並病、特定の人物が代表住民説明会の際の仰っていたような記憶があるが、我々としては、ここのどこが居住権侵害になるのかというのが、申し訳ございませんが、要望13が答えに窮した所です。

櫟 本：これについては、私達の先祖からこの地域をどのような住む土地にしたいのかという事の一つの表れが、第一種住居地域を可能な限り多く持つておきたいという先人達の思いであり、国定公園の麓にあるこの櫟本町を守っていく為の一つの布石じゃないかと思っている。市長が言うにはここに住んでいる人が居ないからとか、色々ある訳ですね。あるんだけど、折角第一種住居地域として、歴史背景と自然環境を守る為に今まで持つてきたものを、ここで失うのは・・・失いたくないという思いです。それを、法律を変更してまでやるんですか。

天理市：更地になっている状況ですが、何か具体的に第一種住居地域に切り替えを伴うような計画があるという認識は全くしておりませんし、もっともこれが、土地改良区、正に櫟本農業振興を担って頂いている農地の環境について、地元で熱心に取り組んで頂いている皆さんからの要望としては、非常な違和感があった所です。これは、特定の人物については、この事は仰っておりましたが、この要望自体が、本当に皆様の中から出てきたのかという事すら、若干疑問を感じてしまった部分です。

櫟 本：景観を守るという事は、ここにいる方がどうしたいかと、この辺の話も内容によっては、加わらないといけないと思いますが、私達がこの白川池を守っていく、そういう中で、地震に・・・断層が起こって白川ダムが決壊するとか、そういう危険になった時、ここにそういう第一種住居

地域に建てられないものを建てるという事自体が、既に現在の自然景観を守ってきた我々の歴史を踏みにじる事になるんじゃないかというのが私達の思いです。

天理市：それについては次の要望とも関係するので、時間の関係もあるので、次の所についても、説明をしたいと思いますが、非常に今回の要望は、一方では樅本地域は環境破壊が進んでいる地域だというふうに強調される一方で、こちらについては環境を守りながら、自然で豊かなという表現がある、我々からしたら、若干矛盾した部分も感じる一方で、特にここに関しては、隣のシャープという状況の中で、これは行政の目から見ても、ここだけが飛び地のような形で第一種住居地域の事の方が不自然だと思っております。それと共にこの地域の今後の認可整備をしっかりと守って行く。白川の所としては、利用状況としては、今は閑散としている状況ですが、これから周りの道路を、しっかりインフラ整備もし守っていく為に、相当の投資もしないといけないわけで、実際これは、天理教100年祭の時にこのような大きな陸橋を、普通であれば考えられないようなものが、国道の上をまたがっている訳ですけども、今後の市民の皆さんに利用して頂いていゝは、この一帯にどこまで投資を出来るか、むしろ10市町村にとって、一番重要な施設ができてくる事によって、この周りに様々な投資が可能になってくると思っておりますので、それについては地元振興という事で、次の14に参ります。要望14、石上神宮以北の奈良市に繋がる山の辺の道、北ルート of 県市連携による振興を始め、これまでも樅本地域を始めとする市北部の歴史、文化資産を活かした活性化は、奈良県と本市との、まちづくりに関する包括協定でも重視しているところです。候補地の選定については、別紙1及び別紙2でご説明したとおりでありますが、今後広域化による予算の合理化（スケールメリット）を地域の振興に繋げるべく、ごみ焼却施設の発電／発熱機能を活用した付加価値となる機能を併設する事を含め、インフラ整備、防災、農業振興、健康福祉、レクリエーション等の観点から、地域の皆様のご意見を今後伺いながら、具体策を検討して参ります。また、最新のごみ処理施設が地域で果たしている役割については、樅本校区区長会役員の皆様や校区内各町の皆様にご視察いただいている兵庫県川西市の国崎クリーンセンターにおいて、天然芝のグラウンドでのサッカー等スポーツ大会やイベント開催、施設内に併設されたホールや作業スペースを活用したコンサート、子供向け体験教室等を日頃から積極的に行っており、貴土地改良区の皆様にも実態をご視察いただければ幸いです。今回の計画によって、市行政としても、白川一帯の環境を破壊したりとか、樅本の農業環境をダメにしたり、住環境を落とし目たりとかは全くないわけで、今後この計画によって出てくる合理化された予算をどういう形で、地元の振興に繋げていくか、これは、我々が、勝手に施設を造って地元には喜ばなければ仕方がないので、是非地元の要望も聞かせて頂きたいと思っております。今後10の市町村が、天理市の振興の所にも予算をつけるというのは、これまででは考えられない事です。そんな中、土地改良区の皆様には、高瀬川周辺の池の改修とか色んな事業にも着手をして頂いて、市としても一緒にやらせて頂いている所でございますので、今回の計画も環境影響評価も情報開示していく一方で、農業改革もどうすればより良い状況になるのか、活性化に繋げるのかについて、真剣に検討していきたい。これは率直な思いです。それを行っていくには予算が必要で、それからすると、今後2、3年時間をかけようによって、今現在の計画の選択肢を失われる事による、使えなくなる予算は非常に大きくなりますので、どうしても水道関係、農業関係については、是非ご意見を賜って行きたいというつもりです。

樅本：要望14に関しては、要望1に係わる項目で、今後是非入れて検討して頂きたい。要望15は、長期的に取り組みたいとの事だが、私達の思いは、こういう劇場化する事によって、1年でも2年でも長くごみ減量作戦を是非取って頂きたいと思っております。

天理市：今、どのくらい櫟本で生ごみ以外の肥料使って頂いている状況ですか。化学肥料を除いて。今の登録者数は非常に限定されています。

櫟 本：登録と言いますと。

天理市：生ごみの有機の肥料で栽培を頂いているのを参考までに教えて頂きたい。その、生ごみを活用して農業をやられているのですか。実際木くずとかから作っているバイオマスとかの関係肥料は、作った分は結構なくなって、はけている状況ですけども、実際には、生ごみ由来のものは、成分等でも相当バラつきがあって、しっかり作り込まないといけない中で、そこまで仰っていただく上では・・・。

櫟 本：調整しかないのではないのでしょうか。市民と行政が一緒に取り組むという事ですか。

天理市：取り組んでいきたいという気持ちは持っています。それは、今後の生活をやって行く上では、大事な事です。そこは、家庭の主婦の方、1人暮らしの方も含め実際の生活にももの凄く影響があり、分別もしっかりやっ行って行かないといけない上に、それをきちんと農家の皆さんに使って頂く体制がかみ合って出来る事ですので、それが日々改修を続けていく炉に延命化という事に繋がって行く事かが、おそらく私が申し上げるまでもなく、ここは、お分かり頂いているのではないかなと思っています。

櫟 本：確かに嘉幡では間に合わないが、万が一ここに出来た場合、絶対量を減らす事によって、1年でも2年度も長持ちする訳ですわ。25年したらまた次の所探さないとかあかんのでしょ。

天理市：それは、多くのケースでは、炉を一回入れ替えます。建屋としては50年もつ形になります。今の嘉幡は、昭和57年に出来て、ダイオキシン対策の時に、平成12年の時に焼却炉を一旦リニューアルするような形で換えて、今回の新焼却炉に移っていくというパターンですので、建屋自体は、大体50年くらい。どこに持って行くのかと、前回の説明会に出たと思いますが、正に50年後という事になってくれば、人口も大分変わってきますし、技術も大分進んでいるでしょうし、そういう所に向けてであれば、正に焼却炉がいらぬ形になっているかもしれない。今の時点で、予見する事は難しいもので・・・。

櫟 本：50年先、建物造ったとしても、今後どんな基準が変わってその施設が使えなくなる可能性もゼロではないわけですね。環境基準が段々きつくなって、また新たな有害物質が出てくるとか、そんな事考えて、行政とかは長期プランとかは作られないですか。

天理市：環境基準ギリギリとかいう施設ではございません。10分の1にしても余裕が出る施設ですので、ここは環境影響評価の中でどういう数値になるのかお示しする事になる、これから4年かけてやって行く話です。

櫟 本：同じ造るんだったら、現時点で想定される可能性の問題発生潰さないといけないし、今後発生した時にどんな対応するのか、そこまで考えて取り組んでいく事ですよ。先程のマップ、池とか山とか間違っていたが、そんなレベルの行政がね、10年かかる大事な事、この施設出来るんです

か。自信を持って櫛本の住民に言えるように回答書下さい。

天理市：ハザードマップについて、訂正させて頂きたいと思います。・・・。

櫛 本：・・・必ず文書で書いて下さい。

天理市：それと共に、仰っているような極めて日本国内で例外的なプルサーマルを造るであるとか、放射線物質を貯蔵するような施設を造るといような事ではなく、今この瞬間も運用している施設でございます。行政に出来るのかという事ですが、今この瞬間もやっております。嘉幡も一般的にはその施設でございます。

櫛 本：今地震でも、気候そのものでも、想定外は何が起こるか分からないですよ、最近ね。だから想定外の事も想定して、折角良い施設造っても使いものにならない。そこまで性根入れて造って欲しいんですよ。

天理市：それはもう・・・。

櫛 本：・・・何故ここにしたか、要望書の回答下さい。

天理市：出来るだけ落とし込みたいと思います。最後仰った事に若干の乖離があると思います。どこに造ったとしても、しっかりやらないといけないと思っております。

櫛 本：要望1、5は今度論議する上で、ベースになるものですので、その点については、今日の事を踏まえ提出頂ければと思います。

天理市：この期日に間に合うよう提出させて頂いて、またそれについてご不審の点があれば、改めて意見交換の場を何回でも持たせて頂こうという所存です。もし櫛本町の皆さん方の中で、この土地改良区の皆さん方に視察に行ってくださいと無理にお願いするつもりはございませんが、今櫛本町で参加者を募っている際に、参加したら賛成と思われるという事で顔出せないという意見も聞いています。あるいは参加するなという意見もあると聞いています。それは個々の判断の中で、実際に見に行つたという方がいらっしゃれば、それについては個人の判断というようにして頂きたいと思ひますし、土地改良区の皆さんとは、それから色んな事業もやらせて頂く状況ですので、信頼関係をしっかりやっていかないといけないと思ひますので、意見交換ではどうしてもらちが明かない、あるいは市の方が答えないと思われないう、我々としても努力を尽くしますが、土地改良区として、何か仰つたとしても、市として努力継続していくという事をご理解して頂いた上で、意見表明をして頂きたいと思ひます。・・・。

櫛 本：結果としてそうなっているという事をご理解いただきたい。1カ所に決めたら、そういう結果だということ。だから、要望1と5から、具体的に話をしようとはなから切っているわけではなく、1と5がないのにこんな論議が出来ないでしょと言っている。我々も決して見学を妨害しない。

天理市：1の事をお示しさせて頂く中で、皆さんの中にこの条件に叶う、また地権者の理解を得られる

ような所があるという情報があれば、喜んでお伺いしたいと思います。議会の皆さんの方からここにあるじゃないかと、地権者の理解も得られ、実際、道が可能だという事であればそれを聞かないという事ではないわけで、ただ我々が色々調べさせて頂いた中では、非常に蓋然性も少ないですし、一つの要請として、なぜ4年、5年前から動かなかったのかというような事については、率直にお詫びしなくてはいけないところです。我々として、平成36年までに今の計画であれば、スケールメリットも出てくるので、着実に進めていきたいと思っております。

櫛 本：地震については、出来るだけ速やかに我々に説明頂けるように段取り頂きたいと思います。全く理解できていない状態です。

天理市：13これは土地改良区で出てきたご意見ですね。

櫛 本：我々櫛本の住民ですから・・・。

天理市：特定の方が、県の方へも行かれて、土地改良区としてこういう方針でやって行くというようなお話をされている方もいらっしゃいます。我々としては、土地改良区のメンバーではないはずだというふうに思っているものですから、かつ当該人物については、和爾、中之庄、蔵之庄、森本が反対決議をしたという事も県に対して言っておられる、我々としてはそういった事は、地元との関係で認識をしていない中で、土地改良区の皆さんについては是非とも、土地改良区としての皆さんのご意見を言って頂きたいと思います。

櫛 本：時間にもなっておりますので、この辺で終わります。

以 上